

告 示

埼玉県告示第百三十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

診療所		撤回日
名称	所在地	
医療法人仁寿会山田病院	埼玉県羽生市大字上新郷五千九百三十九番地	平成二十七年十二月三十一日